

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 4 年 9 月 12 日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 4 年 7 月 5 日付け岡労発基 0 7 0 5 第 4 号及び 8 月 2 日付け岡
労発基 0 8 0 2 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長
から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそ
のまま答申する。